

平成二十四年一月三十一日提出
質 問 第 二 七 号

内閣において福島第一原子力発電所事故に係る一部会議の議事録が作成されていなかった事案
に関する質問主意書

提 出 者 橘 慶 一 郎

内閣において福島第一原子力発電所事故に係る一部会議の議事録が作成されていなかった事案
に関する質問主意書

今般、内閣において、福島第一原子力発電所事故に係る一部会議の議事録が作成されていなかったことが判明したことは、当時の厳しい状況は理解するものの、政策決定過程を可能な限り透明化していく観点からも許されるものではない。野田内閣が表明している通り、速やかな議事録作成が切に望まれるところである。議事録については、平成二十一年十一月行政刷新会議いわゆる事業仕分けの時にも、映像における公開は早かったものの、議事録作成公開は五ヶ月以上遅れ、平成二十二年四月十五日総務委員会において、当時枝野幸男担当大臣が謝罪とともに、二回目の事業仕分け前に議事録作成を約束した次第である。については、本事案の原因の確認及び野田内閣における再発防止の取り組みについて、以下四項目にわたり質問する。

一 議事録が作成されていなかった会議において、関係省のメモはどの程度残されているのか、何う。

二 一般に、内閣において内閣総理大臣決定等、公式に設けられた会議においては、関係省によるメモが取られるべきものと考えるが、内閣の見解及び運用の現状を何う。

三 政策決定過程を可能な限り透明化していく観点から、野田内閣として内閣における各種会議の議事録の

必要性及び重要性についての見解を伺う。

四 本事案の再発防止のために、内閣として政府全体に注意喚起すべきものと考えているが、内閣として取られた措置を伺う。

右質問する。